

【別添】

再送信同意に係る株式会社鳥取テレトピアからの裁定申請の概要

1 申請日

平成19年5月30日

2 申請者及び申請に係る放送事業者

(1) 申請者：株式会社鳥取テレトピア（鳥取県鳥取市）

代表者：代表取締役社長 小島 修治

住 所：鳥取県鳥取市安長221番地

(2) 申請に係る放送事業者：テレビせとうち株式会社（岡山県岡山市）

代表者：代表取締役社長 砂田 治男

住 所：岡山市柳町2丁目1番1号

3 裁定申請の理由

再送信同意について協議が不調のため

4 再送信しようとするテレビジョン放送

テレビせとうち株式会社岡山標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く。）

5 再送信の業務を行おうとする区域

鳥取県鳥取市の一部（別紙のとおり。）

6 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

7 申請者が希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに

8 協議の経過

申請者は、平成13年6月から平成19年5月までの間、区域外再送信に係る協議をテレビせとうち株式会社と継続してきた。

9 意見の対立点

(以下、申請者から提出された申請書を転載。)

意見の対立点	テレビせとうちの主張	当社の主張
1. 県域免許制度	<ul style="list-style-type: none"> ・県域放送事業者の為、放送エリア以外の視聴者からの苦情に責任を持ってない(例・ポケモン事件)。 ・放送法と有線テレビジョン放送法の間で放送エリアについて制度上の矛盾がある。 ・緊急情報や政見放送がエリア外に流れると、視聴者に混乱を招く恐れがある。 ・国政選挙の政見放送などで視聴者が混乱する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビせとうちの再送信は視聴者から強い要望がある。 ・テレビせとうちの再送信は都市部と地方の情報格差を是正するために必要。 ・当社のエリア内で実際にアンテナ受信できる以上、再送信は認められるべき。 ・過去、災害情報などによるクレームを受けていない。 ・視聴者側が適正に判断するので混乱は起きない。
2. 著作権処理	<ul style="list-style-type: none"> ・番組購入先から契約違反を問われる。 ・洋画やスポーツ中継などの著作権処理も問題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本ケーブルテレビ連盟を窓口 to 各権利団体と協議、調整、権利処理している ・新しいルールができればそれに従う
3. CMスポンサー	<ul style="list-style-type: none"> ・地域限定CM、プレゼント募集などでスポンサーによっては支障が出る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴エリアの拡大は、スポンサーにとってメリットもある。 ・テレビせとうちにとっても営業上プラスになることも多い。
4. 大臣裁定制度	<ul style="list-style-type: none"> ・制定当時のCATV事業者に技術的な要件を定めたもので、現在の状況とは異なっている。 ・大臣制度は一方的な制度。 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビせとうちの主張は「放送事業者が再送信同意を拒むことができる正当な理由」(第104国会・衆議院・通信委員会における5条件)に該当しない。 ・協議による解決を望んでいるが、同意が得られないのであれば、現行法の範囲で対応せざるを得ない。
5. 協議の内容と期間	<ul style="list-style-type: none"> ・大分の大臣裁定の行方や長野のキー局の動きを見て判断したい。 ・引き続き協議を継続したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大分はデジタル波の申請で、アナログ波では同意が出されている。 ・大分で「同意すべき」との裁定が下りたととしても、テレビせとうちから同意が得られる保障がない。 ・同意が得られる見通しが無い以上、法令遵守のためにはこれ以上協議を延長できない。

以上

別紙

鳥取県 鳥取市	百谷、小西谷、滝山、卯垣一丁目、卯垣五丁目、数津、円通寺、西円通寺、国安、八坂、橋本、蔵田、馬場、下砂見、中砂見、上砂見、岩坪、横枕、長谷、倭文、玉津、赤子田、猪子、竹生、下味野、向国安、上味野、朝月、源太、野寺、服部、菖蒲、西今在家、北村、高路、有富、中村、篠坂、本高、大桷、下段、大塚、野坂、宮谷、嶋、細見、上段、上原、河内、槇原、松上、尾崎、良田、高住、金沢、松原、福井、六反田、大畑、吉岡温泉町、双六原、妙徳寺、矢矯、洞谷、瀬田蔵、長柄、三山口、伏野、三津、白兔、小沢見、内海中、御熊、湖山町西二丁目、湖山町西三丁目、江津、晩稲、南隅、久末、美和、古郡家、越路、杉崎、南栄町、桂木、船木、広岡、香取、紙子谷、祢宜谷、河原町、用瀬町、佐治町の各全域 覚寺、叶、徳尾、古海、桂見、津ノ井、生山の各一部
------------	---